

第3節 景観と自然環境の保全

「遺構保全区域」は、地下遺構等の保全を目的として設定されたゾーンであるが、たとえ遺構が保全されたとしても、地表を覆っている樹叢が剥ぎ取られ、盛土等によって地形が改変され、裸地が生まれるようなことがあってはならない。また、三館跡が圍繞する天の川河口部（潟湖や内潟跡を含む）に館跡相互の眺望景観を遮るような工作物が建築されたり、江差町との町界付近から遠望できる八幡野丘陵地の北東斜面に大規模な無立木地が突如現れるようなことがあってはならない。

三館の築造・存立の背景には天の川河口部の地形や自然などの立地環境があったと考えられるが、そういった立地環境なくして縄文から中・近世へと連綿と続く遺跡、そして現在の町並みもけっしてありえなかった。そういった視点に立って、史跡および遺構保全区域を適正に保存管理しつつ、三館の築造・存立を支えた自然環境や景観を一体的に保全していくためには、地域住民と行政の協働による取り組みがきわめて重要である。

したがって、「遺構保全区域」として設定された範囲を外延的に拡大して、景観や自然環境の保全すべき範囲を「景観保全区域」として明確にし、そのための具体的な取り組みを顕在化させていく必要がある。

花沢・勝山両館が占地する八幡野丘陵地北東斜面及びそれに接する上ノ国市街地の景観保全の重要性については、前計画も明記したところであり、歴年の考古学的な調査によって遺跡としての価値も明らかになってきた。

しかしながら、天の川河口部周辺が歴史的に担っていた意味や重要性については、現在はまだ十分に立証しえない段階にあるため、「景観保全区域」としてゾーニングすべき範囲は明らかにしえないが、詳細な地質や古環境など環境地理学的かつ考古学的な調査による成果を待って、文化財担当部署とまちづくり景観担当部局とが連携して「景観保全区域」を設定し、景観保全のための施策等を具体的に打ち出していく必要がある。

1 「景観保全区域」想定範囲

現在、景観や自然環境を保全すべきと考えられる区域はおおよそ次の通りであるが、さらに調査研究を進め、必要な範囲の確定に努める。

- 天の川河口部周辺（潟湖及び内潟跡を含む。）
- 八幡野丘陵地の北東斜面
- 勝山・花沢両館直下及び洲崎館跡周辺の町並み

2 景観保全のための諸施策【第33図参照】

1) 天の川河口部（潟湖及び内潟跡を含む。）

この区域における景観的な特徴は、第一に三館跡に圍繞された区域で館跡相互の眺望景観が交錯することにある。また、国道228号の天の川橋の橋上から清流天の川の長閑な流れを中央に、左右に俯瞰できる河畔林も含めた河口部一帯の景観も捨てがたい魅力をもっている。

この区域では、三館跡相互の眺望景観が遮られるような高層の建物や鉄塔の建築は認めないこと、また、潟湖跡や旧目名川跡地などの往時の形状や景観が想像できなくなったり、「緑」が大幅に剥ぎ取られるような地形改変は認めないことなどが景観保全のための施策として考えられる。

2) 八幡野丘陵地の北東斜面

前計画では、国道228号と、夷王山の裏手を通して八幡牧野に通ずる町道八幡野1号線と、八幡牧野から花沢館跡の東方へぬける町道八幡野花沢線で囲まれた丘陵が景観的にも一つのまとまりをもっていると指摘し、史跡指定地は「修景計画区域」として、丘陵内の修景計画区域以外の部分は「緑地保全区域」としてゾーニングされ、第一義的に「緑」を維持することが謳われた。

「緑地保全区域」としてゾーニングされた八幡野丘陵の北東斜面の大部分は檜山道立自然公園夷王山地域（第33図参照）とほぼ重複するものであるが、勝山館跡指定地の全域が包摂されているものの、花沢館跡指定地及びその周辺が含まれていない。

したがって、勝山・花沢両館跡の史跡環境を一体的に保全するためには、両指定地に挟まれた地域が同一の基準で保護される必要があるので、当面の課題として、この区域全体が檜山道立自然公園夷王山区域に編入されるよう取り組むものとし、宅地造成や採土はもちろん、大幅な景観の変更は避けるとともに、「緑」を維持するための措置を講ずる必要がある。

なお、この区域における将来的な課題は、戦後植林された杉、トドマツ、カラマツなどの民有林が下刈り、枝払い、間伐などの施業がほとんど行われずに過植林の状態で伐期を迎えていることにある。

したがって、今後とも皆伐などによって無立木地や裸地が出現することのないよう、より一層の周知広報に努めるものとする。

3) 勝山・花沢両館跡直下及び洲崎館跡周辺の町並み

勝山・花沢両館跡直下の上ノ国市街地は、前計画で「景観保全区域」として位置づけられ、新築の際あまり奇をてらわぬ、ごく普通の落ち着いた街並み景観の形成を進めることとした。

沿道景観のあり方については、北海道文化財保護協会（当時の北海道大学工学部建築工学科足達研究室）が平成4年度に受託作成した「上の国の町並みデザイン」を参考例として掲げておく。

① 建物の高さ、屋根勾配と色彩

建物の高さは2階もしくは棟高10_尺以内とし、屋根勾配が4～5寸の傾斜屋根とする。妻入を原則とする。屋根は鉄板（アルミ）葺きとし、色は原色を避け、暗緑色や黒色などの落ち着いた色とする。

② 外壁のデザインと色彩

外壁は木造下見板張りを原則とし、木質感のあるサイディングも可とする。色は木質の場合、素地かステイン（木目を生かして美しくみせる仕上げ）。派手な色は避ける。デザインは歴史的にも厳しい風土にも相応しく、単純素朴で力強いものを心がける

上ノ国市街地の屋敷地の区画は細長く、除排雪も容易ではないため、参考例には現実的とはいえない部分もあるが、本計画においても、前計画の趣旨を尊重し、ごく普通の落ち着いた街並み景観の形成を指針として広報啓発を行う。また、洲崎館跡の周辺の家並みについても、同様の取組を進めるものとする。

第4節 指定地の公有化

史跡指定地にかかる土地の公有化は、史跡を保存管理していく上でもっとも有効な方法であるので、公有化を積極的に進めていく必要がある。

土地の公有化は、勝山館跡において昭和54年度から土地買い上げ事業を進めた結果、相続登記困難により買収不能な民有地を2筆（3,556㎡）残すだけとなっており、花沢館跡は民有地1筆の買い上げを行っている。

現在、民有地は花沢館跡が3筆（4,253㎡）、洲崎館跡は24筆（11,615.32㎡）を残すだけとなっているので、それらについては公有化計画を立て、財政事情を勘案しながら緊急度の高いものから順次公有化を図る。また、将来的に土地利用が見込めない社寺有地についても、財政事情を考慮しながら公有化を図るものとする。

その他、財務省所管（函館財務事務所管轄）の国有地も存置しているので、民有地の公有化に併せ、財務省から文部科学省への所管換え等適切な処理を行うものとする。

第5節 史跡指定地外の保存管理すべき土地の追加指定

追加指定となった洲崎館、及び三館跡の中心的存在である勝山館跡については、周辺の分布調査の結果、中世の遺構が指定地の外に拡がることはほぼ確実である。

したがって、環境地理学的な調査分析など専門的な調査結果も考慮しながら、「遺構保全区域」内で今後調査が必要となるポイントやエリアを選定し、内容の把握と範囲の確定を目的とした詳細分布調査を行い、重要性の立証が得られた区域を中心に追加指定すべき範囲を明らかにし、追加指定の措置を講ずるものとする。

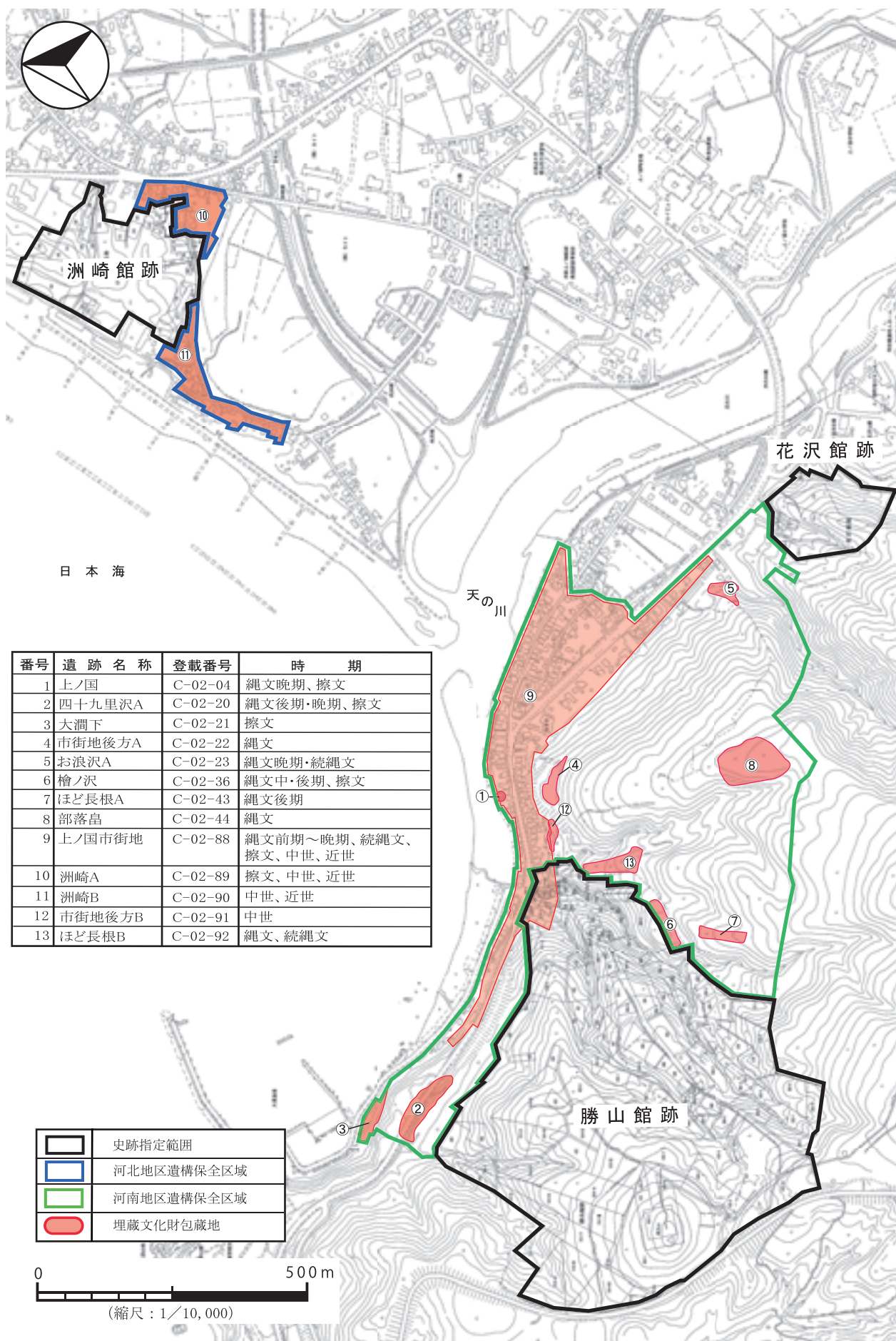
第6節 運営と今後の体制整備

地域住民の貴重な共有財産である史跡は、本町の歴史民俗、伝統文化等の理解に不可欠であり、未来の糸を紡ぐ教育文化の振興や地域づくりの根幹をなすものである。したがって、日進月歩する科学技術や諸学の成果を取り入れながら、史跡を適正に保存保護し、次代に継承するとともに、本町に固有な歴史と文化、生活民俗などを掘り起こし、積極的に公開活用を図りながら、地域住民が共感・愛着を抱くものにしていかなければならない。

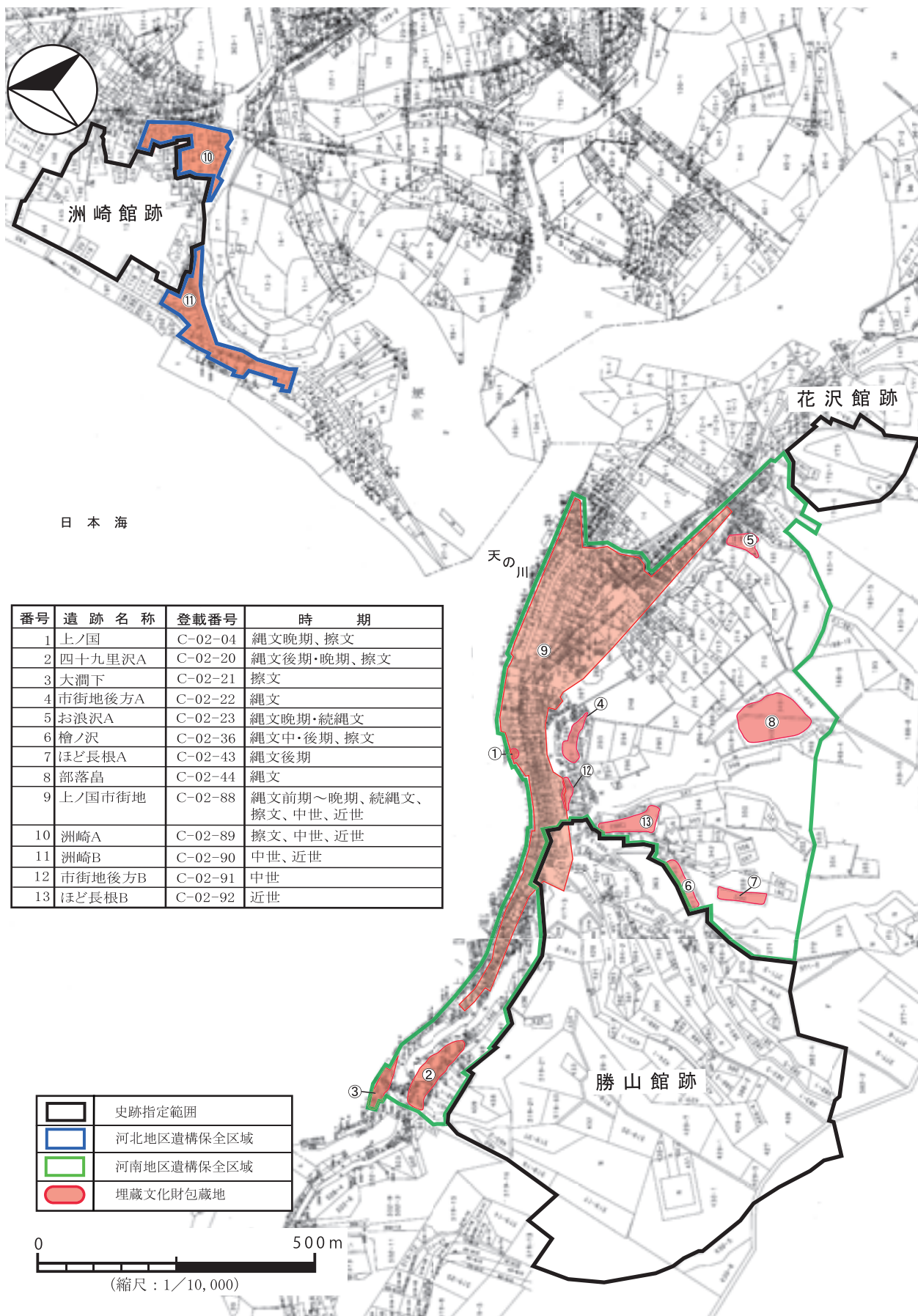
上之国館跡は、指定面積が広く、その中に公有化が困難な社寺有地や国有未開地が多いことから適切な保存管理を図るため、上ノ国町は平成20年4月24日に文化庁から管理団体としての指定を受けたところである。

これまでの史跡の維持管理は、行政が町内の業者や高齢者事業団に草刈りや除草を委託し、良好な状態を保ってきたが、行政が担ってきた草刈りや清掃などの維持管理や見学者への説明、体験学習の指導補助員（ボランティアガイド）などについては、住民参加型へと転換が図られるよう体制づくりに取り組んでいかなければならない。

そのためには、地域住民にとって史跡がいつそう身近で愛着を抱かれる存在となるよう、それらの本質的な価値や歴史性を地域住民に丁寧に語りかける運動が大切であり、また史跡の保存管理については、地域住民、道・町の関連部局との多面的な連携が図られるように連絡協議会の設置などが必要である。



第31図 史跡上之国館跡 保存管理計画範囲図（地形図）



第32図 史跡上之国館跡 保存管理計画範囲図（地籍図）

凡 例



第33図 檜山道立自然公園範圍図

道立自然公園総合調査（檜山道立自然公園）報告書 附図（現存植生図）より転載

別表 1 史跡上之国館跡を構成する諸要素

種別	要素区分	勝山館跡	花沢館跡	洲崎館跡
史跡の本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下の遺構・遺物	○物見跡、旧道跡、荒神堂跡、空堀跡、土塁跡、櫓跡、橋跡、門跡、櫓跡、虎口跡 ○堅穴建物跡、掘立柱建物跡、石敷き礎石建物跡、排水溝跡・中央通路跡 ○室町期・江戸期創建社跡 ○貝塚跡（ゴミ捨て場）、井戸跡 ○墳墓群（第Ⅰ～Ⅵ地区、土葬墓・火葬墓・アイヌ墓）、土葬墓 ○寺の沢用水施設（木樋・井戸枠） ○伝付屋敷倉庫群跡	○空堀跡、櫓列跡 ○通路跡 ○大手虎口跡、掘め手虎口跡	○堅穴建物跡、掘立柱建物跡 ○柱穴・土壙・焼土など ○土塁状遺構
	環境（地質・地形・水系）と景観	○新第三紀中新世前期の福山層 ○宮の沢川と寺の沢川に刻まれた屋根筋 ○宮の沢川（八幡宮の沢川）、寺の沢川、ホドナガレの沢川（カドコノ沢川）、華の沢川、櫓木沢川 ○自生の落葉広葉樹や灌木、草本類	○新第三紀中新世前期の福山層 ○舌状台地 ○天の川、花沢の沢川 ○自生の落葉広葉樹や灌木、雑草類	○沖積層、砂丘及び低位段丘堆積物 ○砂丘列とその後背地 ○上ノ国目名川 ○自生の落葉広葉樹や灌木、雑草類 ○砂館神社本殿
	歴史的建造物	○上ノ国寺本堂 ○上ノ国八幡宮本殿 ○夷王山ガイダンス施設（駐車場、トイレ、散策路を含む。） ○掘め手保存整備 - 土塁・櫓列復原、空壕木橋復原 - 空壕芝張り・植栽表示 - 寺の沢用水施設跡整備（木樋・井戸枠復元） - 土葬墓・ゴミ捨て場平面表示 ○館神八幡宮周辺保存整備 - 室町期・江戸期創建社跡平面表示 - 館神八幡宮跡周辺芝張り ○主郭保存整備 - 屋敷割地形復元、排水溝・中央通路 - 建物遺構平面表示、丸太櫓列復原、四阿・縁台	○標識・説明板	○標識・説明板
史跡の本質的価値を保全する諸要素	保存管理、公開活用施設	○大手保存整備 - 空壕跡芝張り - 櫓列復原・空壕木橋復原 ○エントランス広場保存整備 - 米・文庫蔵組立復元 - エントランス小広場整備 ○管理用道路 ○自然研究路（探勝路） - コンクリート製階段、手すり ○標識・説明板		
	建物・工作物	○水路（宮の沢川・寺の沢川） - コンクリート三面張、砂防ダム ○上下水道（国道沿線） ○配電線支持物（主柱・支柱） ○防火水槽 ○地中電線ケーブル ○笹浪家住宅（主屋、附属土蔵）、米・文庫蔵		○上水道（町道向浜線沿い） ○配電線支持物（主柱・支柱） ○倉庫・物置
史跡の本質的価値と異なる諸要素	交通路（道路・橋梁）			○町道向浜線
	保安林	○土砂流出防備保安林（寺ノ沢川流域）		○防風・飛砂防備、保健保安林
	樹叢（人為的な）	○人工林（針葉樹）	○人工林（針葉樹）	○人工林（針葉樹）
	耕作地			○蔬菜畑
	信仰・宗教に伴う施設（墓地を含む。）	○上ノ国寺境内地 - 庫裏（兼住宅）・山門・墓地 ○上ノ国八幡宮境内地 - 参道、鳥居、拝殿、狛犬、石燈籠、御手水舎、社務所、御興倉、旧御興蔵、石碑、石積み擁壁 ○夷王山神社境内地 - 土塁・社殿・鳥居・石段・参詣道		○砂館神社境内地 - 拝殿・参道 ○北村地区墓地

別表2 史跡指定地に関する主な関連法令における行為制限の概要

関連法令	趣旨と行為制限の概要	
①文化財保護法 (昭和25年5月30日法律第214号)	趣 旨	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
	規制内容	(重要文化財に関して) その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為 (史跡名勝天然記念物に関して) その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為
②農地法 (昭和27年7月15日法律第229号)	趣 旨	耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。
	規制内容	(農地又は採草放牧地について) 所有権の移転、または地上権・永小作権・質権・使用貸借による権利・賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定・移転(農地転用)
③農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年7月1日法律第58号)	趣 旨	総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	規制内容	農用地区域内にある農地及び採草地の農業以外の目的への変更(農地等の転用の制限) 農用地区域内における宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、増改築等の開発行為
④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年7月1日法律第57号)	趣 旨	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的とする。
	規制内容	水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為、法切り・切土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土石の採取・集積など
⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年5月8日法律第57号)	趣 旨	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。
	規制内容	(土砂災害警戒区域における) 警戒避難体制の整備 (土砂災害特別警戒区域における) 一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制
⑥森林法 (昭和26年6月26日法律第249号)	趣 旨	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。
	規制内容	(保安林指定地内における) 立木竹の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更
⑦鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)	趣 旨	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。
	規制内容	(鳥獣保護区内における) 鳥獣及び鳥類の卵の捕獲又は採取・損傷
⑧北海道立自然公園条例 (昭和33年4月1日北海道条例第36号)	趣 旨	道内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。
	規制内容	(特別地域における) 工作物の新築・増改築、木竹の伐採、土石の採取など (普通地域における) 基準を超えた工作物の新築・改増築、土石の採取、土地の形状の変更など
⑨北海道文化財保護条例 (昭和30年11月30日北海道条例第83号)	趣 旨	文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で北海道の区域内に存するもののうち道にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって道民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。
	規制内容	(道指定有形文化財に関して) その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為 (道指定有形民俗文化財に関して) その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為
⑩地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (平成20年5月23日法律第40号)	趣 旨	我が国のまちなには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している。このような良好な環境(歴史的風致)を維持・向上させ後世に継承することを目的とする。
	規制内容	(認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく措置) 重点区域における歴史的風致形成建造物の増改築等にかかる届出があった場合、当該建造物の保全に支障を来すものである場合は、設計変更等の勧告

別表3 現状変更行為等に伴う許可申請区分（文化財保護法第125条）

区分	行為の内容		主な参考事例
文化庁長官への許可申請が必要な場合	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為	下記の北海道教育委員会に権限委譲されているもの以外のすべての行為	発掘調査、個人住宅等の新築、増築、改築等
北海道教育委員会への許可申請が必要な場合	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為で北海道教育委員会に権限委譲されているもの（上ノ国町教育委員会経由）	小規模建築物（註）で、3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却	
		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物の設置、改修もしくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していないもの）又は道路の舗装もしくは修繕	
		文化財保護法に規定する史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定める基準に合致する標識、説明板、境界標、囲いその他の施設に限る
		改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超えない水管又は下水道管等の改修	
		木竹の伐採（幹及び枝の切断、除去）	植樹の際の掘削範囲を超えない樹木の植え替え、抜根は含まれない
許可申請不要	維持の措置	史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき	史跡本体に関する維持の措置
		史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき	
		史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき	
	非常災害のために必要な応急措置	現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置	
		事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為	
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	土地の形状の変更を伴わない植栽の維持管理行為	危険木の伐採、剪定、枝払い、山林、防災林の間伐、枝払い、下刈り、病害虫の防除措置
		土地の形状の変更を伴わない道路の維持管理行為	道路の維持管理に必要な補修（穴、わだち、ひび割れの補修等）
		土地の形状の変更を伴わない家屋の維持保全行為	屋根、壁等の修繕、塗り替え等で軽微なもの
		土地の形状の変更を伴わない工作物の維持管理行為	板塀等の修繕、倉庫等の壁等の修繕
		遺構への影響がない耕作地の利用	畑耕作、木竹や薪等の一時的な保管
		土地の形状の変更を伴わず、工作物の損壊等を復旧するまでの間に応急的に行われる措置	交通安全施設等の修繕

（註）小規模建築物とは、階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。